

## 令和7年度第6回 徳島地方最低賃金審議会議事録

### 1 開催日時、場所

日時 令和7年9月17日(水) 午後3時00分～午後3時29分

場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 (徳島労働局)  
(徳島市徳島町城内6-6)

### 2 出席者

(公益委員) 段野委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員) 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員

(使側委員) 藍原委員 五島委員 中村委員 脇田委員

### 3 主要議題

(1) 徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問について

(2) 異議申出に係る意見書紹介、意見陳述について

(3) 異議申出に係る審議について

(4) その他

### 4 議事

#### ○事務局 (賃金室長)

それでは、定刻となりました。報道機関の皆様方は、以後の撮影、録音はご遠慮いただけたらと思います。

それでは、段野会長に会の進行をお任せしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

#### ○段野会長

それでは、令和7年度第6回徳島地方最低賃金審議会を開催いたします。

9月も半ばになりましたけれども、まだまだ残暑が厳しい中のご審議になります。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局は、本日の委員の出席状況、公開状況について報告をお願いします。

#### ○事務局 (賃金室長)

はい。本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2である10名以上の出席、または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となっております。本日は12名の委員のご出席を確認しておりますので審議会は成立していることを報告いたします。

また、本日の審議会は、審議会運営規程第6条に基づき公開しており、本日は5名の傍聴がございます。傍聴人の方は傍聴の注意事項を守っていただき、審議を傍聴していただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

#### ○段野会長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局は、議題1についての説明をお願いします。

## ○事務局（賃金室長）

はい。議題1のご説明を差し上げます。

7月17日開催の第2回本審において、徳島県最低賃金の改正決定諮問を行いました。その後、本審及び専門部会で審議を重ね、9月1日開催の第5回本審において、徳島労働局長宛て徳島県最低賃金改正の答申を行っていただいたところです。

答申内容について改めて申し上げますと、徳島県最低賃金を66円引き上げ、時間額を1,046円に改正し、発効日は令和8年1月1日とするものです。事務局において、9月1日に本審議会の意見の要旨を公示したところ、公示された期間内に異議の申出がありましたので、最低賃金法第11条第3項に基づき、徳島労働局長から同申出に対しての意見を求める旨の諮問を行います。

なお、事前に会長より諮問文の受渡しの際は報道機関の方の撮影の許可をいただいているので、撮影を希望する方については、ご準備いただけたらと思います。

それでは、局長、よろしくお願ひいたします。

（亀井労働局長から段野会長に諮問文が手渡される。）

ありがとうございました。

それでは、諮問文の写しを皆様の机上に配付しております。事務局より代読させていただきます。

## ○事務局（賃金室長補佐）

諮問文を代読させていただきます。

徳労発基0917第1号 令和7年9月17日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聰子 殿

徳島労働局長 亀井 崇

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、徳島県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

別添につきましては、資料に添付しておりますので、ご参照ください。

以上となります。

## ○段野会長

続きまして、議題2に移りたいと思います。

事務局は、申出があった異議の内容についての説明をお願いします。

## ○事務局（賃金室長）

はい。諮問文にありましたとおり、異議申出期間中に受け付けました異議に関しましては、徳島県労働組合総連合から申出された1件のみであり、諮問文の写しにも添付してありますが、お手元に配付させていただいている資料の1ページの資料1にも異議申出書を添付しておりますのでご覧いただけたらと思います。

なお、徳島県労働組合総連合からは意見陳述の要望もございました。陳述の時間としましては10分程度を予定しているとかがっておりますので、後ほど意見陳述の可否に関するご審議についてもお願いすることとなります。また、答申に係る異議ではないものの、審議会へのご意見をいただきましたので、ご紹介したいと思います。

先ほどの資料の2ページ、資料2のほうをご覧ください。

こちらは徳島県中小企業家同友会からの意見書です。意見陳述の申出はございませんでしたので、事務局より概要説明をしたいと思います。

一つ、今回の引上げ額に関しては、物価上昇や国全体の動向を踏まえた上での判断であり、労働者の生活安定に資する観点からも一定の意義があると受け止めている。ただ、2年間で時間額150円アップという大幅改定は、中小企業・小規模事業者にとっては容易に対応できるものではなく、同事業者の影響を十分に把握できていないと考えられることから、今後ヒアリングの実施等による十分な検証をお願いしたい。

一つ、徳島県内の多くは中小企業・小規模事業者であることを鑑み、大企業依存ではない地域産業構造の再構築と中小企業・小規模事業者への重点的な支援施策の展開を強く望む。

一つ、労務費の価格転嫁が円滑に進むよう、取引環境の整備や公的機関からの指導や支援を引き続き望む。

一つ、最低賃金の引上げが行われるも、年収の壁により労働時間の抑制による就業調整が多く行われているのが実情であることから、働いた分だけ収入が増え、手取り収入に反映される制度改革への働きかけを強く望む。

以上の4点でございます。

このほかに、資料にはございませんが、9月3日の水曜日にお電話にて、県内の労働者と名のる方から審議会で紹介していただきたいというようなご意見がございましたので、この場で紹介したいと思います。

この方の意見内容としまして、徳島県の最賃が四国で一番高いということに違和感がある。企業の利益に見合わない高賃金となるがゆえに、企業が成長できないのではないか。最賃の大幅引上げを手放しで喜ぶべきではないと考えている者が労働者の中にもいるということを知ってもらいたいというご意見が寄せられました。

意見書及び参考意見の紹介は以上です。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、徳島県労働組合総連合がこの審議会において意見を陳述することについてご審議いただければと思います。

## ○段野会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いただきました、徳島県労働組合総連合から意見陳述について、この場で陳述していただきてもよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

## ○段野会長

ありがとうございました。

委員の皆様の了解も得られましたので、徳島県労働組合総連合様、10分程度、意見の陳述をお願いいたします。

## ○陳述人

ただいま紹介いただきました徳島労連の事務局長をやっております森口と申します。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。できるだけ意見書でも述べておりますので、簡単に陳述させていただきたいと思います。

まず第一点は、労働者委員の方からもございましたが、徳島県で自立して労働者が生活しようと思えば、連合さんでも1,400円以上必要であるとしており、私どもも1,500円以上がなければ、労働者が単身で自立して生活することは困難だと思っています。知事も言っていますように、労働者の生活を一丁目一番地として考えていく。そのために、先ほど中小企業家同友会からも意見がありましたとおり、私どももこの間、意見書の中でも述べてきたように、中小企業や小規模事業所に対する直接支援をやはり強化するということがなければ、これを実現していくということは困難だと考えております。政府も賃上げが経済の要だと位置づけて支援を打っているわけですから、そこをやはり強く求めていただきたい、何としても自立して生活ができるような最低賃金の実現をぜひとも目指して欲しいと思っております。

徳島県が色々なデータで中位以上だというふうに言ってこられて、去年はそういう中でも急激に徳島県において引上げをするというのは中小企業に対する負担が大きいからというような話があったわけですが、去年と同じ、全国で27位。今、労働者最賃の全国の加重平均では今度1,121円になってまして、真ん中どころか中位以下の状況であると思います。そういう点では、ぜひとも大幅な引上げを実現させる、あわせて中小企業対策をそれとは別に考えていく必要があるというふうに考えています。

もう一つは、今回の発効日の問題です。1月1日にするというふうな発効日になっておるわけですが、一部で大阪との格差が縮まったというように言われているのは、大阪が63円に対して徳島では66円上がったからだというふうな主張だと思うんですが、実は大阪は10月16日から発効されます。3か月は今までの134円から197円というふうな格差が広がるわけです。63円で3か月といえば、150時間働く人で計算すれば、一月に9,000円を超える金額になるわけです。3か月で2万8,000円も格差がつくことになります。去年のように大阪との格差が34円縮まるのであれば、大阪が1か月先に引き上げたとしても2か月で取り戻すことが十分できるわけですが、今回は大阪との格差を縮める金額は3円ということですから、3か月先行して63円格差が広がれば、これを埋めるためには3円で6年かかると、5年以上かかるというふうな計算になるわけです。

そういう意味で、この1年間でいえば、150時間働く労働者にとってみれば、大阪と2万4,000円ぐらい所得格差が広がるわけです。そういう点で格差が縮まったと言えるのかというふうにも考えています。秋田とか他県でもそういうのが流行してみたいですが、ぜひともそこは考え方を直していただきたいですし、労働者委員の方からもお話をあったように、ぜひとも再考をお願いしたいというふうなことです。

それからもう一つは、全国がチキンレースのように自分のところが一番低くならないようにとかいうふうな形ではなく、先ほども言ったように、生活できる賃金というのは連合さんも徳島労連、全労連も全国でそんなに変わらないということでいえば、やっぱり全国一律制を強く地方から求めていくということが必要だと考えています。どれぐらいかけて、それを実現するかというのは別としても、まず法制度等を改正していくということについて、ぜひとも意見を上げていただきたいと思っています。

最後に、専門部会なんですが、今年から全面公開という形で2回以降も傍聴させていたいたいたんですが、もう冒頭だけで、それも双方の意見は最初だけ、あるいは使側の考え方が述べられただけで、あとはもう協議の中でというふうなことで、ずっとここで待ってるというふうなことで、最後にここへ来たら、いや、こうなりましたというふうな結論だけしか聞けないと。新聞に載るのと全く同じ状況ですので、それで公開なのかというふうなことがあるんで、ぜひとも知事も言っているように経過やあるいは根拠についてどういう議論があったのか、少なくとも後の三者協議の中で説明をしていただきたいと、議論をし

ていただきたいというふうなことを要望したいと思います。

以上で陳述を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○段野会長

ありがとうございました。

委員の皆様、今の陳述についてのご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

特段、よろしいでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○会長

ありがとうございました。

それでは、議題3、異議申立てに係る審議について移りたいと思います。

委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。

まず、労側の川口委員、よろしくお願ひします。

○川口委員

川口です。

今年の審議も、去年とは違う難航といいますか、様々悩みながらの審議会だったと思います。今までいろいろ意見がありましたけども、陳述の最後に審議経過というような話もありましたけど、審議の最後の最後になると、その根拠という根拠じゃなくて、1円積むか積まんかという話になっていって、発効日を1月1日とするということも含めて双方が歩み寄ったというような結果になったんだというふうに私は理解しておりますので、そこはそれで私は全会一致というような形を取らせていただきましたので、それでよかったです。

以上です。

○段野会長

ありがとうございました。

では、使側、脇田委員、お願ひします。

○脇田委員

脇田でございます。

今、異議申出の文章を拝見して、ご意見のほうもございますけれども、この中に掲げられてます1から4のうち、1、2、4については公労使のほうで十分協議した上で決定したことですので、棄却でお願いをしたいと。3の最低賃金の全国一律というところについては、これは法律により定められて事項でございますので、却下ということでお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○段野会長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様で何かご意見等ございましたら、挙手のほうをよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

労側の皆様もよろしいでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○段野会長

ありがとうございます。では、意見の取りまとめを私のほうでさせていただきます。

各委員の皆様、ご意見ありがとうございました。今年度は、昨年度の大幅な賃金額の引上げの影響のためか、全国的に注目される中、専門部会において昨年と同様に徳島県にふさわしい最低賃金とはどうあるべきなのかを念頭に、昨年度の引上げを踏まえまして、今後も継続して最低賃金額の引上げを行っていくためには、どうすべきかといったところの考慮の上、様々なデータやご意見に基づき、議論を尽くしてまいりました。

9月1日の答申におきましては、専門部会において公労使の各側の委員が本当に最後まで議論を尽くしていただいた結果、労使、さらには公労使の合意に至りました。そして、全会一致とすばらしい決定をいただきました。答申の内容に対しまして申出のありました異議も含めて、それぞれのお立場から不服であるとする意見が出ることは当然かと考えております。しかしながら、いずれの異議の内容につきましても、これまでの審議の中で議論を尽くされた論点があること、そして議論の結果、公労使の全会一致で決定したものであることを重く鑑みまして、9月1日の答申どおりとすることが適當であると考えます。

皆様、こちらでよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野会長

ありがとうございます。

それでは、本日の異議申出に関する審議につきましては、ただいまの結論で答申させていただきたいと思います。事務局は答申の準備をお願いいたします。

(事務局より各委員に答申文案が配布される。)

○段野会長

ありがとうございます。それでは、再開いたします。

事務局は答申文案を代読してください。

○事務局（賃金室長補佐）

答申文案を代読させていただきます。

令和7年9月17日 徳島労働局長 亀井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聰子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月17日、貴局から、令和7年9月1日付徳島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する徳島県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年9月1日付答申どおり決定することが適當である。

以上となります。

○段野会長

委員の皆様、この内容で答申してよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。それでは、局長に答申いたします。

なお、答申文の受渡しの際は報道機関の方の撮影を認めたいと思いますので、事務局は撮影をされる方の誘導をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

（段野会長から亀井労働局長に答申文が手渡される。）

○事務局（賃金室長）

ありがとうございました。

それでは、撮影はここまでとなりますので、以後の撮影はご遠慮いただけたらと思います。

○段野会長

では、事務局から答申文の手続等についての説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

はい。本日の答申により徳島労働局長が徳島県最低賃金を決定し、10月10日付の官報に公示する予定となっております。効力発生日は令和8年1月1日となっています。

○段野会長

ありがとうございます。

引き続き、それでは最後の議題、その他に移りたいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

お手元のほうにお配りさせていただいている資料について簡単に説明させていただきたいと思います。

資料4ページの資料3をご覧ください。こちらは9月5日に厚生労働本省から発表されました、今年度の都道府県別で答申された地域別最低賃金の改定額に関するプレスリリースとなっております。

1枚めくっていただいて、5ページ目に全国の答申状況の一覧が掲載されており、徳島県の部分につきましては水色でマーキングを行っております。

また続きまして、7ページを開けていただきますと、資料4を掲載しております。

こちらは、第3回本審でも配付させていただいた令和7年最低賃金に関する基礎調査結果の抜粋となっております。こちらの11ページをご覧いただけたらと思います。

11ページの水色でマーキングしてあるところなんですけども、こちらは今年の6月の時

点での調査である基礎調査において最低賃金の時間額が1,046円となった場合の影響率について表しております。影響率としましては、29.22%というような結果となっております。

続きまして、資料の12ページの資料5をご覧いただけたらと思います。

こちらが民間の調査会社の調査結果となります。答申どおりの最賃改定が行われた場合、今年の8月時点におけるパート、アルバイトの求人募集において最賃額を下回る割合を示しております。

15ページに都道府県別の状況が示されているのですが、最低賃金を下回る求人の割合というところが左の端のところに載っています。全国の平均が40.9%で、また徳島県におきましては44.8%となっています。先ほどの基礎調査の結果とは若干異なるものにはなるのですが、こちらはパート、アルバイトに絞ったものというような形での調査結果となっております。

以上です。

○段野会長

これにつきまして、委員の皆様方、何かありますでしょうか。

○脇田委員

よろしいでしょうか。

○段野会長

脇田委員お願いします。

○脇田委員

この度の最賃引上げ額もかなりのもので、66円の引上げで1,046円ということになりましたけれども、事務局の方にお願いしておきたいのが、1月1日施行ということもあって施行日までの期間も十分ありますので、事業者の方に十分に周知啓発をやっていただければなというふうに思います。法律による罰則もありますんで、ぜひこの点についてはよろしくお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○段野会長

事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（労働基準部長）

ありがとうございます。先ほどご指摘いただいたとおり、今年度は例年と違って施行までに日数が大分ありますので、労働局としてはしっかりと周知を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○段野会長

そのほかよろしいでしょうか。

〔委員から「なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。

それでは、最後となりますが、亀井局長からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### ○亀井労働局長

改めまして、徳島労働局長の亀井でございます。

本日諮問させていただきました徳島県最低賃金に対する異議申出につきまして、またお集まりいただき、ご審議の上、答申をいただきまして、誠にありがとうございました。御礼申し上げます。

ここからは着座にて失礼させていただきます。

改めまして、異議に関するご審議をいただきまして、今後決定に向けた手続を進めさせていただくというところで、委員の皆様におかれましては、前回の私のご挨拶と繰り返しの内容となってしまうんですけども、今年度の審議も前年度に引き続きと申しますか、前年度を上回ってと申しますか、全国からの注目と、あと県内からもそれぞれのお立場から強い期待が寄せられると、昨年の結果を踏まえてお互いに強い期待やご意見が寄せられるという難しい状況の中で、それぞれのお立場を代表いただきまして、7、8、9月と長期間にわたり真摯なご議論をいただきましたことに御礼を申し上げたいと存じます。

私のところにも、この場でのご紹介を希望するというものではございませんが、答申の内容については、まさに委員の皆様のご審議にお任せするということなんですが、この難しい状況下において、労使双方がお互いに歩み寄っていただいて全会一致で結論を出していただいたことに敬意を表し奉りたいといった旨のご意見もいただいておりますので、またご紹介させていただければと思っております。

今後は、本日改めていただいた答申の内容に沿いまして令和7年度の額の決定手続を進めるとともに、ただいまご意見もありました、新しい額の周知と確実な履行確保に最善を尽くしてまいりたいと思いますし、まさに昨年度があつて今年度2年連続での大幅な引上げとなりますことから、徳島県、経産局や公取委などの関係府省庁等、地域の行政をはじめとする関係機関と密に連携いたしまして、中小企業、小規模事業者の皆様に対する支援に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

例年よりは発効日が後ろではございますが、審議の過程でもございましたように、最低賃金の影響がパート労働者の方にとどまるものではなく、正社員の方や再雇用の方や様々な方に及ぶものであると。こうしたところの準備の期間も必要と私は思いますが、私どもとしても、そういうことも踏まえて、早速周知、支援策も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

長くなりましたが、本日ご紹介いただいた意見、またご審議いただいた異議の内容も含めて、額の決定交渉いただく専門部会に限らず、本審、第1回の本審からしっかりとご意見をいただいて、ご議論を重ねていただいた結果と思っておりますので、こうしたことも踏まえて、私どもも今後の行政運営を行ってまいりたいと思います。

最後になりますけども、今後とも労働行政に対する変わらぬご理解、ご協力を願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

### ○段野会長

亀井局長、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議は閉会といたします。

皆様、ありがとうございました。